

国外財産調書FAQ 問対応表

| FAQ (令和5年4月)  | 旧FAQ (令和3年12月)  |
|---|---|
| <p>Q 1 国外財産調書制度の概要について教えてください。</p> <p>2 国外財産調書を提出しなければならない場合について、具体的に教えてください。</p> <p>3 その年の12月31日において保有する国外財産の価額の合計額が5,000万円を超えているかどうかを判定するに当たって、含み損がある信用取引等やデリバティブ取引に係る権利の価額も含める必要がありますか。</p> <p>4 国外財産調書は、住所地を所轄する税務署長に提出すればよいのですか。</p> <p>5 国外財産調書には、氏名、住所（又は居所等）及びマイナンバー（個人番号）のほか、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載することとされていますが、記載事項を具体的に教えてください。</p> <p>6 国外財産調書への記載の対象となる「国外財産」であるかどうかは、どのような基準に基づき判定するのですか。<br/>【旧Q5、6を統合】</p> <p>7 国外財産の所在については、「国名及び住所等」を記載することとされていますが、「国名」は正式名称で記載する必要がありますか。</p> <p>8 国外財産調書に記載する国外財産の種類、数量、価額、所在等は、その国外財産の用途別（一般用及び事業用の別）に記載することとされています。保有する財産の用途が「一般用」であるのか、「事業用」であるのかについては、どのように判定すればよいのですか。</p> <p>9 国外財産の用途が「一般用」及び「事業用」の兼用である場合、国外財産調書にはどのように記載すればよいのですか。</p> <p>10 国外財産調書に記載する国外財産の価額は、その年の12月31日における時価によらなければならないのですか。</p> <p>11 国外財産の「時価」とは、どのような価額をいうのですか。</p> <p>12 国外財産の「見積価額」とは、どのような価額をいうのですか。また、国外財産の「見積価額」の合理的な算定方法について、国外財産の種類ごとに具体的に教えてください。<br/>【旧Q21、23を統合】</p> <p>13 国外財産調書に記載する国外財産の価額は、財産評価基本通達で定める方法により評価した価額でもよいのですか。</p> | <p>Q 1 国外財産調書制度の概要について教えてください。</p> <p>2 国外財産調書を提出しなければならない場合について、具体的に教えてください。</p> <p>3 12月31日において保有する国外財産の価額の合計額が5,000万円を超えているかどうかを判定するに当たって、含み損があるデリバティブ取引に係る権利の価額も含める必要がありますか。</p> <p>4 国外財産調書は、住所地を所轄する税務署長に提出すればよいのですか。</p> <p>12 国外財産調書には、氏名、住所（又は居所等）及びマイナンバー（個人番号）のほか、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載することとされていますが、記載事項を具体的に教えてください。</p> <p>5 国外財産調書への記載の対象となる「国外財産」であるかどうかについては、どのような基準に基づき判定するのですか。</p> <p>6 財産が「国外にある」かどうかの判定については、基本的には相続税法第10条第1項及び第2項の規定により判定することとされていますが、相続税法以外の規定により所在を判定する財産もあるのですか。</p> <p>17 国外財産の所在については、「国名及び住所等」を記載することとされていますが、「国名」は正式名称で記載する必要がありますか。</p> <p>13 国外財産調書に記載する国外財産の種類、数量、価額、所在等は、その国外財産の用途別（一般用及び事業用の別）に記載することとされています。保有する財産の用途が「一般用」であるのか、「事業用」であるのかについては、どのように判定すればよいのですか。</p> <p>14 国外財産の用途が「一般用」及び「事業用」の兼用である場合、国外財産調書にはどのように記載すればよいのですか。</p> <p>19 国外財産調書に記載する財産の価額は、その年の12月31日における時価によらなければならないのですか。</p> <p>20 国外財産の「時価」とは、どのような価額をいうのですか。</p> <p>21 国外財産の「見積価額」とは、どのような価額をいうのですか。</p> <p>23 国外財産の「見積価額」の合理的な算定方法について、財産の種類ごとに具体的に教えてください。</p> <p>22 国外財産調書に記載する国外財産の価額は、財産評価基本通達で定める方法により評価した価額でもよいのですか。</p> |

| FAQ (令和5年4月)   | 旧FAQ (令和3年12月)   |
|--|--|
| <p>14 不動産賃貸業を営んでいます。所得税の確定申告において、国外に所在する賃貸用建物を青色申告決算書（又は収支内訳書）の「減価償却費の計算」欄に減価償却資産として記載していますが、この場合、国外財産調書にも同じ内容を記載する必要がありますか。</p> <p>15 外国に別荘を保有していますが、その別荘は配偶者との共有財産として取得しており、持分が明らかではありません。このような財産の価額はどのような方法で算定すればよいのですか。</p> <p>16 国外財産調書の提出義務の判断に当たって、国外財産の相続があった場合におけるその価額の算定方法について教えてください。</p> <p>17 昨年、親が亡くなったため、親の財産を相続する予定です。昨年の12月31日において自分自身が保有している国外財産の価額の合計額は4,000万円ですが、親から相続する予定の国外財産の価額を合わせると、5,000万円を超えると思われる。この場合、国外財産調書を提出する必要がありますか。</p> <p>18 国外財産調書に記載する国外財産の価額は邦貨（円）によることとされていますが、外貨で表示されている国外財産の価額はどのような方法で邦貨に換算すればよいのですか。</p> <p>19 「財産債務調書」を提出する場合でも、保有する国外財産の価額の合計額が5,000万円を超える場合は、国外財産調書を提出する必要がありますか。</p> <p>20 国内の事業者を通じて国外に所在する不動産を購入しました。この不動産は国外財産調書への記載の対象となる国外財産に該当しますか。</p> <p>21 国外に避暑用のコンドミニアム（土地付建物）を保有しています。売買契約書を確認しても「土地」と「建物」の価額に区分することができません。このような財産の場合、国外財産調書にはどのように記載すればよいのですか。</p> <p>22 国内に本店のある銀行の国内支店に外貨預金口座を開設していますが、この外貨預金は国外財産調書への記載の対象となる国外財産に該当しますか。</p> <p>23 有価証券等が「国外にある」かどうかは、具体的にどのように判定するのですか。</p> <p>24 外国法人のストックオプションに関する権利を保有していますが、その価額はどのように算定すればよいのですか。</p> <p>25 有価証券等の取得価額を記載する必要がある場合とは、どのような場合ですか。また、取得価額を記載する必要がある場合、どのように取得価額を算定すればよいのですか。</p> | <p>(新設)</p> <p>37 外国に別荘を保有していますが、その別荘は配偶者との共有財産として取得しており、持分が明らかではありません。このような財産の価額はどのような方法で算定すればよいのですか。</p> <p>38 国外財産調書の提出義務の判断に当たって、国外財産の相続があった場合におけるその価額の算定方法について教えてください。</p> <p>39 昨年親が亡くなったため、親の財産を相続する予定です。昨年12月31日において自分自身が保有している国外財産の価額の合計額が4,000万円あり、相続する国外財産の価額については、確定していませんが、5,000万円を超えると思われる。この場合、国外財産調書の提出義務はありますか。</p> <p>41 国外財産調書に記載する国外財産の価額は邦貨（円）によることとされていますが、外貨で表示されている国外財産の価額はどのような方法で邦貨に換算すればよいのですか。</p> <p>18 「財産債務調書」を提出する場合でも保有する国外財産の価額が5,000万円を超える場合は、国外財産調書を提出する必要がありますか。</p> <p>9 国内の事業者を通じて国外に所在する不動産を購入しました。この不動産は国外財産調書への記載の対象となる国外財産に該当しますか。</p> <p>15 国外に避暑用のコンドミニアム（土地付建物）を保有しています。売買契約書を確認しても「土地」と「建物」の価額に区分することができません。このような財産の場合、国外財産調書にはどのように記載すればよいのですか。</p> <p>8 国内に本店のある銀行の国内支店に外貨預金口座を開設していますが、この外貨預金は国外財産調書への記載の対象となる国外財産に該当しますか。</p> <p>7 有価証券等が「国外にある」かどうかは、具体的にどのように判定するのですか。</p> <p>25 外国法人のストックオプションに関する権利を保有していますが、その価額はどのように算定すればよいのですか。</p> <p>26 有価証券等の取得価額を記載する必要がある場合とはどのような場合ですか。また、取得価額を記載する必要がある場合、どのように取得価額を算定すればよいのですか。</p> |

| FAQ（令和5年4月）  | 旧FAQ（令和3年12月）  |
|--|--|
| <p>26 国外に設立した法人に対して、事業運転資金として金銭を貸し付けていますが、この貸付金は国外財産調書への記載の対象となる国外財産に該当しますか。なお、この法人の本店所在地は国外にあります。</p> <p>27 国外に多数の家庭用動産を保有しています。この家庭用動産について、国外財産調書にはどのように記載すればよいのですか。</p> <p>28 国外に多数の指輪やネックレスなどを保有しています（事業用ではありません。）。この場合、国外財産調書にはどのように記載すればよいのですか。</p> <p>29 以前、国外に居住していた際、外国の生命保険会社（国内に営業所等はありません。）の生命保険に加入し現在も引き続き加入していますが、この生命保険の価額はどのように算定すればよいのですか。なお、加入している生命保険契約は満期返戻金のあるものです。</p> <p>30 以前、国外に居住していた際に加入していた外国の生命保険会社（国内に営業所等はありません。）から、生命保険契約に基づく定期金（年金）を受け取っていますが、その価額はどのように算定すればよいのですか。</p> <p>31 以前、国外に居住し仕事をしていた際に加入していた確定拠出型年金がありません。将来は年金として受け取る予定ですが、その価額はどのように算定すればよいのですか。</p> <p>32 外国にあるリゾート施設を利用するための会員権を保有しています。会員権を取得する際に、外国のリゾート施設経営会社に預託金を支払っていますが、この預託金も国外財産調書への記載の対象になりますか。</p> <p>33 不動産投資を目的とした外国のパートナーシップに対して出資していますが、国外財産調書には出資額を記載すればよいのですか。</p> <p>34 保有している外国国債を外国の金融機関（国内に営業所等はありません。）に信託して運用しています。このような財産の価額は、どのような方法で算定すればよいのですか。</p> <p>35 特許権（無体財産権）を保有していますが、この特許権が国外財産に該当する場合、その価額はどのような方法で算定すればよいのですか。</p> <p>36 国外の暗号資産取引所に暗号資産を保有しています。暗号資産は国外財産調書への記載の対象になりますか。</p> <p>37 国外のマーケットプレイスで購入したNFTを保有しています。NFTは国外財産調書への記載の対象になりますか。</p> | <p>10 国外に設立した法人に対して、事業運転資金として金銭を貸し付けていますが、この貸付金は国外財産調書への記載の対象となる国外財産に該当しますか。なお、この法人の本店所在地は国外にあります。</p> <p>28 国外に多数の家庭用動産を保有しています。この家庭用動産について、国外財産調書にはどのように記載すればよいのですか。</p> <p>29 国外に多数の指輪やネックレスなどを所有しています（事業用ではありません。）。この場合、国外財産調書にはどのように記載すればよいのですか。</p> <p>30 以前、国外に居住していた際、外国の生命保険会社（国内に営業所等はありません。）の生命保険に加入し現在も引き続き加入していますが、この生命保険の価額はどのように算定すればよいのですか。なお、加入している生命保険契約は満期返戻金のあるものです。</p> <p>32 以前、国外に居住していた際に加入していた外国の生命保険会社（国内に営業所等はありません。）から、生命保険契約に基づく定期金（年金）を受け取っていますが、その価額はどのように算定すればよいのですか。</p> <p>31 以前、国外に居住し仕事をしていた際に加入していた確定拠出型年金がありません。将来は年金として受け取る予定ですが、その価額はどのように算定すればよいのですか。</p> <p>35 外国にあるリゾート施設を利用するための会員権を保有しています。会員権を取得する際に、外国のリゾート施設経営会社に預託金を支払っていますが、この預託金も国外財産調書への記載の対象になりますか。</p> <p>33 不動産投資を目的とした外国のパートナーシップに対して出資していますが、国外財産調書には出資額を記載すればよいのですか。</p> <p>34 保有している外国国債を外国の金融機関（国内に営業所等はありません。）に信託して運用しています。このような財産の価額は、どのような方法で算定すればよいのですか。</p> <p>36 特許権（無体財産権）を保有していますが、この特許権が国外財産に該当する場合、その価額はどのような方法で算定すればよいのですか。</p> <p>11 国外の暗号資産取引所に暗号資産を保有しています。暗号資産は国外財産調書への記載の対象になりますか。</p> <p>（新設）</p> |

| FAQ (令和5年4月)  | 旧FAQ (令和3年12月)   |
|---|--|
| <p>38 先物取引を行うに当たり、保有するA, Inc. (国外に所在する法人) の株式 (上場株式) を委託証拠金として証券会社 (国外金融機関) に預託しました。この預託した株式について、国外財産調書にはどのように記載すればよいのですか。</p> <p>39 国外財産を金融機関からの借入金で取得している場合、その財産の価額の算定に当たり、借入金元本を差し引いてよいのですか。</p> <p>40 国外財産調書を提出している場合等の過少申告加算税等の特例措置について教えてください。</p> <p>41 国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示等がない場合の過少申告加算税等の特例措置について教えてください。</p> <p>42 所得税又は相続税の申告漏れが生じた場合の過少申告加算税等の加重措置の適用要件について教えてください。</p> <p>43 相続税の税務調査の際に、一昨年に相続した国外財産について申告漏れを指摘されました。相続分を加えた国外財産の価額の合計額は5,000万円を超えていましたが、昨年中にその相続した国外財産は売却しており、昨年12月31日において保有している国外財産の価額の合計額は5,000万円以下となっています。この場合の過少申告加算税等の加重措置の適用について教えてください。</p> <p>44 過少申告加算税等の加重措置における「国外財産に係る所得税の申告漏れ」とは、具体的にどのようなことをいうのですか。</p> <p>45 外国子会社合算税制が適用され、所得税の申告漏れが生じた場合に、外国関係会社の株式を国外財産調書に記載していれば、過少申告加算税等の軽減措置の適用を受けることはできますか。</p> <p>46 相続税の税務調査の際に、国外財産調書に記載すべき相続した国外財産に係る申告漏れを指摘されました。この場合の過少申告加算税等の加重措置の適用がない「相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がない場合」とは具体的にどういった場合が該当するのか教えてください。</p> <p>47 X1～X3年の各年分の所得税の税務調査において、X1年に相続した国外財産Cに係る所得について申告漏れを指摘されました。各年の状況は次のとおりですが、いずれの年分も国外財産調書を提出していません。この場合の相続国外財産Cに係る所得の申告漏れに対する過少申告加算税等の加重措置の適用について教えてください。</p> | <p>16 先物取引を行うに当たり、保有するA, Inc. (国外に所在する法人) の株式 (上場株式) を委託証拠金として証券会社 (国外金融機関) に預託しました。この預託した株式について、国外財産調書にはどのように記載すればよいのですか。</p> <p>40 国外財産を金融機関からの借入金で取得している場合、その財産の価額の算定に当たり、借入金元本を差し引いてよいのですか。</p> <p>42 国外財産調書の提出等をしている場合の過少申告加算税等の特例措置について教えてください。</p> <p>43 国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示等がない場合の過少申告加算税等の特例措置について教えてください。</p> <p>44 所得税等又は相続税の申告漏れが生じた場合の過少申告加算税等の加重措置の適用要件について教えてください。</p> <p>45 相続税の税務調査の際に、一昨年相続した国外財産について申告漏れを指摘されました。相続分を加えた国外財産の価額の合計額は5,000万円を超えていましたが、昨年中にその相続した国外財産は売却しており、昨年12月31日において保有している国外財産の価額の合計額は5,000万円以下となっています。この場合の過少申告加算税等の加重措置の適用について教えてください。</p> <p>46 過少申告加算税等の加重措置における、「国外財産に係る所得税等の申告漏れ」とは、具体的にどのようなことをいうのですか。</p> <p>47 外国子会社合算税制が適用され、所得税等の申告漏れが生じた場合に、外国関係会社の株式を国外財産調書に記載していれば、過少申告加算税等の軽減措置の適用を受けることはできますか。</p> <p>48 相続税の税務調査の際に、国外財産調書に記載すべき相続した国外財産に係る申告漏れを指摘されました。この場合の過少申告加算税等の加重措置の適用がない「相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由のない場合」とは具体的にどういった場合が該当するのか教えてください。</p> <p>49 所得税の税務調査の際に、一昨年相続した国外財産について申告漏れを指摘されました。昨年12月31日において保有している国外財産は、その存在を把握していた相続国外財産A (価額6,000万円) 及びその存在を知り得ることが困難であると認められる相続国外財産B (価額6,000万円) のみです。昨年分の国外財産調書を提出していなかった場合に、相続国外財産Bに係る所得の申告漏れに対する過少申告加算税等の加重措置の適用について教えてください。</p> |

| FAQ（令和5年4月）  | 旧FAQ（令和3年12月）  |
|--|--|
| <p>48 所得税の税務調査の際に、国外財産に関する書類について、指定された期限までに提示等を求められました。この場合の過少申告加算税等の加重措置の適用がない「居住者の責めに帰すべき事由がない場合」とは具体的にどのような場合が該当するのか教えてください。</p> <p>49 国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示等がない場合の過少申告加算税等の特例について、どのような書類が対象となるのでしょうか。</p> <p>50 令和5年中に国外財産に当たる株式についてその全てを譲渡し、これに伴い生じた所得の申告漏れがあった場合、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき国外財産調書は、どの年分の国外財産調書になりますか。</p> <p>51 提出期限内に国外財産調書を提出することができなかった場合、過少申告加算税等に係る軽減措置の適用を受けることはできないのですか。</p> <p>52 国外財産調書を提出しなかった場合の罰則について教えてください。</p> <p>53 提出した国外財産調書の記載内容に誤りのあった場合の訂正方法について教えてください。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> | <p>50 所得税の税務調査の際に、国外財産に関する書類について、指定された期限までに提示等を求められました。この場合の過少申告加算税等の加重措置の適用がない「居住者の責めに帰すべき事由がない場合」とは具体的にどのような場合が該当するのか教えてください。</p> <p>51 国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示等がない場合の過少申告加算税等の特例について、どのような書類が対象となるのでしょうか。</p> <p>52 令和3年中に国外財産に当たる株式についてその全てを譲渡し、これに伴い生じた所得の申告漏れがあった場合、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき国外財産調書は、どの年分の国外財産調書になりますか。</p> <p>53 提出期限内に国外財産調書を提出することができなかった場合、過少申告加算税等に係る軽減措置の適用を受けることはできないのですか。</p> <p>54 国外財産調書を提出しなかった場合の罰則について教えてください。</p> <p>55 提出した国外財産調書の記載内容に誤りがあった場合の訂正方法について教えてください。</p> <p>24 金融商品取引所等に上場等していない法人の株式を保有しています。その法人の決算期は毎年12月末ですが、各期の決算が確定する時期が翌年の3月末です。この場合、この株式の見積価額をどのように算定すればよいのですか。</p> <p>27 匿名組合に出資をしています。その匿名組合の計算期間は毎年12月末日に終了しますが、計算書は翌年の3月末に送付されています。この場合、その出資の持分の見積価額をどのように算定すればよいのですか。</p> |